

海外視察報告 (米国EPA)

訪問日:2008年8月4日～8月5日

慶応義塾大学
武林亭

米国EPA・PM2.5 standard settingについての 確認事項

1. 基準値(standard)は、総合的・包括的な科学的情報を元に、とくにアメリカでの疫学エビデンスに基づくhealth-basedなアプローチによって設定された値であること
2. 基準値は、一般集団が曝露する濃度レベルにおける疫学エビデンスに基づき、PM2.5と健康影響との濃度・反応関数から“影響の大きさ”を考慮して設定したものであり、たとえば、高濃度領域から低濃度領域への数学的モデルによる外挿という手法は用いられなかったこと
3. 閾値の有無や毒性学的機序については、明確ではないと考えられる一方、疫学エビデンスの評価において見られるPM2.5低濃度領域での結果の不確実性は、今後の研究の進展によって変わりうるものであり、その内容によっては基準値の設定へ影響すると考えられること
4. 基準値設定後は、各州でのimplementation planの実行による達成がpublic healthにとって必要であるが、その観点から、PM2.5の測定方法の標準化は重要な要素であり、EPAでは測定における一貫性・precisionの確保を重視していること
5. EPAでは、基準値設定に関する各プロセスを見直し中であり、それぞれにおいてEPAによる原案にexpert, publicからのコメントを反映させつつ、より迅速にプロセスが進捗するよう工夫していること